明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令（**経済産業**二六）　一

〔告　示〕

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件（**経済産業**一一二）　四

○輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する件（**同**一一三）

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件（**同**一一四）

○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件（**同**一一五）

○自動車の型式を指定した件（**国土交通**四八〇～五〇〇）

〔人事異動〕

法務省

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省　令

○経済産業省令第二十六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハ、第四号ハ及び別表第一並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第四項、第五項及び別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十八日　　経済産業大臣　海江田万里

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条　輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号の二イ中「ウラン鉱石」を「ウラン精鉱」に改め、同条第十四号ロ中「又は中ぐり」を削る。

第二条第二項中「ふっ素樹脂」を「ふっ素重合体」に改め、同項第三号中「熱交換器又は」を「熱交換器若しくは」に改め、「未満のもの」の下に「又はこれらの部分品として設計されたチューブ、プレート、コイル若しくはブロック」を加え、同項第三号の二を削り、同項第四号中「蒸留塔又は」を「蒸留塔若しくは」に改め、「超えるもの」の下に「又はこれらの部分品として設計された液体分配器、蒸気分配器若しくは液体収集器」を加え、同項第四号の二を削り、同項第六号中「用いられるもの」の下に「又はその部分品として設計されたインペラー、ブレード若しくはシャフト」を加え、同項第六号の二を削り、同項第七号中「弁」の下に「又はその部分品として設計されたケーシング若しくはケーシングライナー」を加え、同項第七号の二を削り、同項第八号中「を組み込んだ」を「の取付口が設けられている」に改め、同項第九号中「超えるもの又は」を「超えるもの若しくは」に改め、「五立方メートルを超えるもの」の下に「又はこれらの部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター若しくはジェットポンプノズル」を加え、同項第九号の二を削る。

第二条の二第一項第一号中「アフリカ豚コレラウイルス」の下に「、アンデスウイルス」を、「オロポーチウイルス」の下に「、ガナリトウイルス」を、「口蹄疫ウイルス」の下に「、サビアウイルス」を、「小反芻獣疫ウイルス」の下に「、シンノンブレウイルス」を、「セントルイス脳炎ウイルス」の下に「、ソウルウイルス」を、「チクングニヤウイルス」の下に「、チャパレウイルス」を、「テッシェン病ウイルス」の下に「、テュクロウイルス」を、「東部ウマ脳炎ウイルス」の下に「、ドブラバーベルグレドウイルス」を加え、「、肺及び腎症候性出血熱ウイルス」及び「、南アメリカ出血熱」を削り、「羊痘ウイルス」の下に「、ラグナネグラウイルス」を、「リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス」の下に「、ルヨウイルス」を加える。

第三条第十号中「ロからニまで」を「ロからへまで」に改め、同条第十六号へ（三）中「若しくは」を「又は」に改め、同条第十七号の三ニ（二）中「電気」を「電力」に改める。